

# SSBJの審議動向

(第44回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年11月28日、第44回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、様々な利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年11月28日に開催された第44回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下の通りです。

## 審議された論点

1. 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」 \*
2. 自発的なフル適用の場合における別段の定め \*
3. 経過措置
4. 当委員会の補足文書とするIFRS S1号及びIFRS S2号の付属ガイダンス、並びにISSBの教育的資料
5. コメント対応表

\*：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、上記1～4（下線項目）について解説します。

## 1. 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」

SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
<p>(1) 公開草案における「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」とは、企業が自発的にSSBJ基準<sup>1</sup>のすべての定め<sup>2</sup>に準拠した開示<sup>3</sup>を行う場合であり、以下の2つのケースがあると整理する。（※別段の定めがあるものは除く）</p> <p>A 「強制適用前のフル適用」</p> <p>B 「自発的なフル適用」</p>	-	適用基準案 <sup>2</sup> 64(2), 69(2), 76(2), 99項 気候基準案 <sup>3</sup> 106項等
<p>(2) 「強制適用前のフル適用」(A)の場合の取扱いにおいては、別段の定めを置かない方針とし、以下を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の別段の定めは、「強制適用前のフル適用」の場合には適用されない</li> <li>「サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求または容認する法令に従い開示を行う場合」の経過措置は、「強制適用前のフル適用」の場合にも適用される</li> </ul>	有 (明確化)	

### 「強制適用前のフル適用」と「自発的なフル適用」（上記(2)）

#### （公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」において、同時報告、比較情報、情報の記載場所等について、SSBJ基準の適用を緩和する別段の定めを置くことが提案されていました（適用基準案64項(2)等）。

これに対し、市場関係者との間で行ったアウトリーチの過程で「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」が次のいずれを意味しているかが不明確であることが明らかになりました。

A 「強制適用前のフル適用」…「適用が法令等により強制される報告期間よりも前にSSBJ基準を適用することを認めている場合に、企業が自発的にSSBJ基準のすべてに準拠した開示（別段の定めがあるものは除く）を行うとき」（以下、「法令上の早期適用」という）

例：金融商品取引法に基づく開示制度において、SSBJ基準に基づく開示を要求される企業が、その強制適用時期よりも前にSSBJ基準を適用することが認められており、企業が有価証券報告書においてそれを選択する場合

B 「自発的なフル適用」…上記A以外

例：現行の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という)の下では、有価証券報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組】においてSSBJ基準を適用することが要求されていないものの、SSBJ基準が確定した場合に、現行開示府令の下で企業が自発的にSSBJ基準に準拠した開示を行う場合

例：任意開示書類において、企業が自発的にSSBJ基準を適用する場合

1 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

2 サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下同様）

3 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下同様）

### (審議の方向性)

「強制適用前のフル適用」(A) は、強制適用時期を早めることを企業が自ら選択するものであると考えられるため、「強制適用前のフル適用」の場合の取扱いには、(SSBJ基準の原則的な取扱いに対して) 別段の定めを置かないことを基本方針とし、以下を明確化する方向性で検討されています<sup>4</sup>。

- 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の別段の定めは、「強制適用前のフル適用」の場合に適用されない
- 「サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求または容認する法令に従い開示を行う場合」の経過措置（以下、「強制適用初年度の経過措置」という）は、「強制適用前のフル適用」の場合にも適用される

一方、「自発的なフル適用」(B) は、社会的な便益の観点から、そのような企業が多くなることが望ましいと考えられることから、同時報告等の別段の定めを維持するという方向性で検討されています（「2.自発的なフル適用の場合における別段の定め」参照）。

(審議資料) [第44回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-4](#)

## 2. 自発的なフル適用の場合における別段の定め

SSBJの審議（事務局による提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) 公開草案の「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」における以下の別段の定めは、「自発的なフル適用」(B) の場合にのみ適用されることを明確化する（「強制適用前のフル適用」(A) には適用されない）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報の記載場所</li> <li>● 同時報告</li> <li>● 比較情報</li> <li>● 経過措置（以下、「自発的な適用初年度の経過措置」）</li> </ul>	有 (明確化)	適用基準案64項 (2)等
(2) 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」の経過措置の定めは削除する。	有	適用基準案100項 一般基準案 <sup>5</sup> 44項 気候基準案107項
(3) 上記(1)以外に、「自発的なフル適用」における別段の定めは置かない。	無	—

**「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」の経過措置（上記(2)）**

### (公開草案に寄せられた主なコメント)

公開草案では、任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が、法令に従い開示を行うこととなった場合、法令に従い開示を行う初年度においても経過措置を適用できるとする定めをおくことが提案されていました（適用基準案100項等）。

これに対し、一部の利害関係者から、任意開示書類でSSBJ基準を適用した後、法令上の早期適用をする場合（すなわち、「自発的なフル適用」後に「強制適用前のフル適用」する場合）において、当該経過措置を適用できるタイミングが不明瞭であるとのコメントが寄せられました。

4 仮に当局が、制度設計上、「強制適用前のフル適用」の場合の経過措置が必要と考えた場合は、法令においてSSBJ基準に上乗せして定めることができるとの考えが、2.自発的なフル適用の場合における別段の定め

5 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下同様）

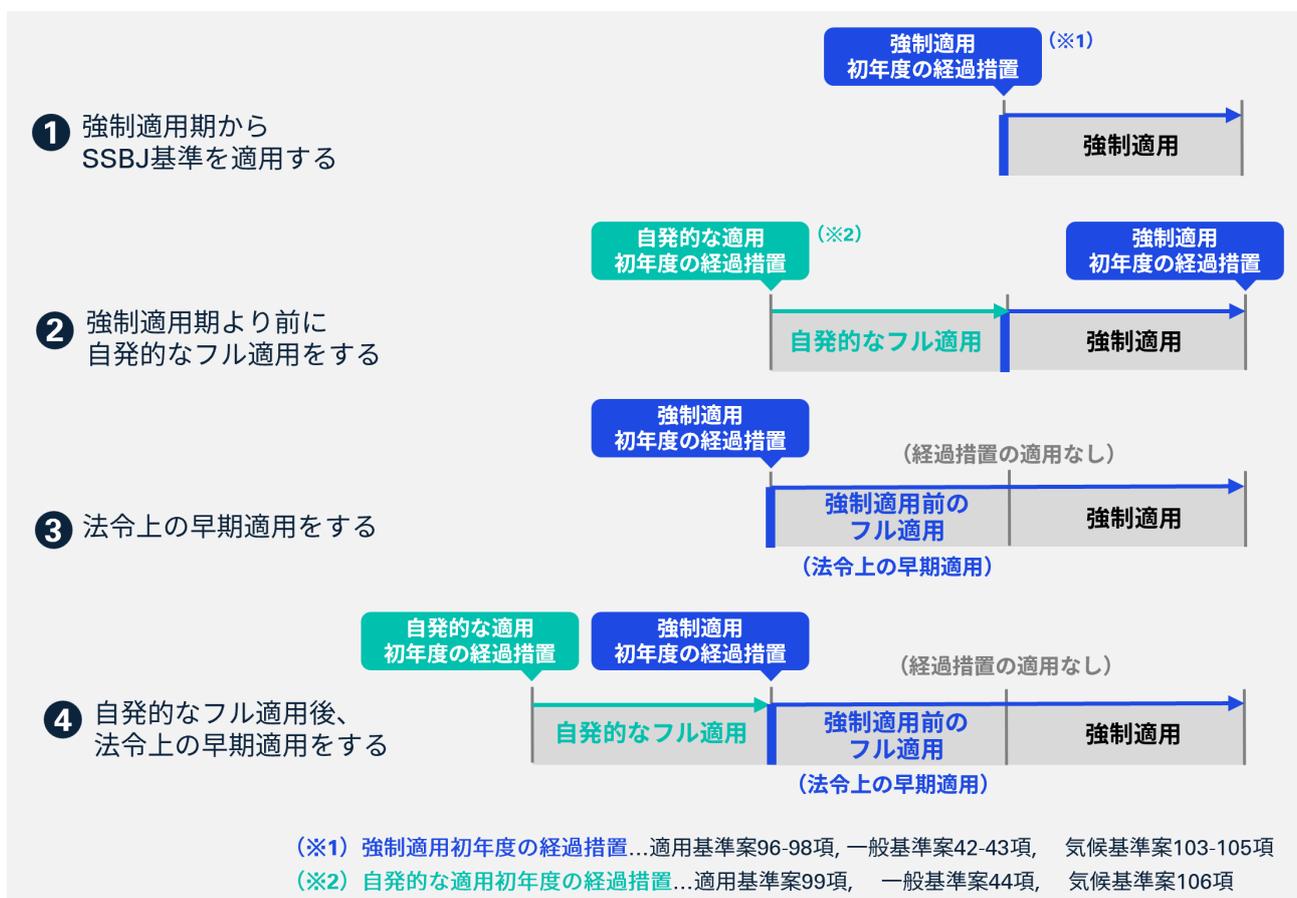
## (審議の方向性)

1. 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の審議において、「自発的なフル適用」と「強制適用前のフル適用」の2つの概念が整理されたうえで、「強制適用前のフル適用」では、別段の定めを置かないこととし、強制適用初年度の経過措置が「強制前のフル適用」の初年度にも適用されることを明確化する方向性となりました。また、仮に当局が制度設計上、「強制適用前のフル適用」の場合の経過措置が必要と考えた場合は、法令においてSSBJ基準に上乗せして定めることができると考えられます。

このため、「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」の経過措置の定めは削除する方向性で検討されています。

以上を踏まえると、SSBJ基準における初年度の経過措置の適用は、以下の4つのパターンに整理されるものと考えられます。

(図表) SSBJ基準における経過措置を適用する場合の4つのパターン



(注) 上記は、法令上の早期適用の定めが置かれることを前提としている。なお、金商法に基づく開示制度における経過措置については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で議論されており、SSBJ基準における経過措置に上乗せして、経過措置が定められる可能性がある。

(出所：SSBJ審議資料をもとにあずさ監査法人作成)

(審議資料) [第44回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-5](#)

### 3. 経過措置

SSBJの審議（事務局による提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) 強制適用初年度の経過措置に関して、公開草案の内容を維持する。	無	適用基準案96-98項 一般基準案42-43項 気候基準案103-105項

#### 強制適用初年度の経過措置（上記(1)）

##### （公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、ISSB基準<sup>6</sup>と同様の経過措置を定めることが提案されていました<sup>7</sup>（適用基準案96-98項等）。

これに対して、幅広い利害関係者から賛同する意見が寄せられた一方で、経過措置を認める期間を1年に限定すべきではないといった意見や、経過措置の定めへの追加を求めるコメントが寄せられました。

##### （審議の方向性）

国際基準との整合性の観点から、ISSB基準と同様の取扱いを取り入れることが考えられ、そこからさらに経過措置を認める期間や対象項目を拡大するかどうかについては、SSBJ基準に従い開示を行うことを要求（または容認）する法令において、上乗せして定めることが考えられるため、公開草案の内容を修正しない方向性で検討されています。

（審議資料） [第44回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-6](#)

### 4. SSBJの補足文書とするIFRS S1号及びIFRS S2号の付属ガイダンス、並びにISSBの教育的資料

SSBJの審議（事務局による提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
<p>(1) ISSBが公表している次の文書については、SSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの補足文書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS S1号<sup>8</sup>に付属するガイダンス</li> <li>● IFRS S2号<sup>9</sup>に付属するガイダンス</li> <li>● 教育的資料「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」</li> <li>● 教育的資料「IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダードの使用』」</li> <li>● 教育的資料「現在の及び予想される財務的影響」</li> <li>● 教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」</li> </ul>	-	-

6 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」（以下同様）

7 同時報告に関する経過措置は金商法における整備が想定されているため、SSBJ基準案には含まれない。

8 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下同様）

9 IFRS S2号「気候関連開示」（以下同様）

## ISSB基準に関する付属ガイダンスと教育的資料のSSBJ基準における位置づけ（上記(1)）

### （公開草案に寄せられた主なコメント）

ISSBは、IFRS S1号およびIFRS S2号に付属するガイダンスやISSBの教育的資料を公表しており、これらはISSB基準の適用にあたり、強制力はないものの、参考となる資料として位置づけられています。

これに対し、保証業務実施者や作成者から、SSBJ基準におけるこれらの文書の位置づけの明確化や日本語訳の公表を求めるコメントが寄せられました。

### （審議の方向性）

SSBJ基準適用にあたって、これらの文書を参考にすることにより、SSBJ基準適用企業が行う開示がISSB基準を適用した場合の開示とより整合するようになる可能性があると考えられるため、日本語訳した上で、SSBJの補足文書（SSBJ基準の一部を構成せず、強制力はないが、参考となる資料）として公表する方向性で検討されています。

（審議資料） [第44回サステナビリティ基準委員会審議資料－審議事項A1-7](#)

## (参考) これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針
第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）
	産業横断的指標等（資本投下）
	産業横断的指標等（報酬）
	用語の修正（「金額」）
第39回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月19日)	ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱い
	IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定め取扱い
第40回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月3日)	スコープ1およびスコープ2温室効果ガス（GHG）排出に関する開示
	スコープ3GHG排出に関する開示
	スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示
	GHGの種類別の開示
	GHG排出の測定に用いる排出係数
	内部炭素価格
	表示単位および端数処理
第41回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月16日)	レジリエンスの評価
	公表承認日および後発事象
	法令で別段の定めを置いている場合
	期中に企業結合が生じた場合
第42回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月30日)	気候基準案51項に関する検討
	地球温暖化係数に関する取扱い
	気候基準案53項および54項に関する検討
	気候基準案52項および64項に関する検討
	つながりのある情報と後発事象
	コメント対応表
第43回サステナビリティ基準委員会 (2024年11月14日)	適用基準案70項に関する検討
	適用基準案71項に関する検討
	測定アプローチに関連する開示の検討
	ファイナンスド・エミッション
	コメント対応表
	指標の報告のための算定期間に関する再提案（文案検討）

## ■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



## ■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

## ■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

**過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。**

**あずさ監査法人トップページ** ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))